

令和6年度事業計画

■基本方針

当財団は児童・青少年の健全育成、生涯学習等市民学習の振興及び教育施設等の環境整備に関する事業を行い、地域社会の健全な発展を支えるとともに人材育成に寄与することを目的としている。その目的を達成するため、各事業において、さらなるサービスの向上と収入の獲得、コスト削減に努め、効率的な運営を行う。

■事業内容

I. 児童・青少年健全育成事業

1. 児童いきいき放課後事業【受託事業】

児童いきいき放課後事業は、大阪市内すべての市立小学校において、平日の放課後、土曜日、長期休業日に児童の健全育成を図るため、遊びやスポーツ、主体的な学習を活動内容として実施している。

当財団は、全281小学校のうち、218小学校の「いきいき活動室」において、放課後の居場所として児童が楽しく過ごせるよう工夫しながら運営する。令和6年度は新たな公募に向けた提案内容の充実と「指導員」の人材確保・資質向上に取り組む。

受託期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日の1年間

2. キッズプラザ事業【自主事業】

キッズプラザ大阪は、「遊びながら学ぶ」を基本にした“体験型幼児教育施設”のひとつである。

館は科学・自然・文化・社会等をテーマにしたハンズオン展示を特徴とし、こどもたちの創造性を培い、可能性や個性を伸ばすことを基本理念に「こどものための博物館」として運営している。

土日祝日、春休み・夏休み等を中心に特別イベントや、企画展を実施するほか、常設プログラムとして、ニュース番組づくりができる「わいわいスタジオ」、パソコンを使った「コンピューター工房」、アートをテーマにした「創作工房」などでワークショップを実施する。

令和6年度は、大阪市の就学前教育カリキュラム等の主旨を踏まえた「総合的な学びの場」の提供や幼児教育と小学校教育との円滑な接続の場の提供を館運営の重点指針とし、特に「園外保育のヒント集」「遠足のヒント集」を活用して就学前教育の普及及び学校園の利用促進に取り組む。

運営協定期間：平成30年4月1日～令和9年3月31日の9年間

3. 子ども・子育てプラザ事業【受託事業】

子ども・子育てプラザでは、在宅での子育て家庭や地域での子育て活動を支援し、また乳幼児期の親子や子育て支援者、就学期の子どもが集い交流する機会を提供するなど、地域福祉活動の推進を図る子育て支援活動を実施している。

当財団では、24区のうち、6区（北区、港区、鶴見区、阿倍野区、平野区、西成区）の子ども・子育てプラザにおいて、子育てを行っている家庭や地域の子育て活動の支援のための子育て情報の収集・提供を行っている。

また、子育て親子の交流の場の提供や交流促進を図る『つどいの広場』、青少年の健全育成のために子どもたちが自由に遊べる場所を提供するほか、子育てを地域で相互援助する『ファミリー・サポート・センター事業』では制度の充実を図るため、全6区で提供会員養成講座を開催する。

受託期間：北区、鶴見区、阿倍野区、平野区、西成区－令和4年4月1日～

令和9年3月31日の5年間

港区－令和5年4月1日～令和10年3月31日の5年間

4. 青少年教育事業

(1) 地域こども体験学習事業【受託事業】

地域こども体験学習事業は、各地域でこどもの健全育成に関わる活動を行う大人（団体）が、自らの力で子どもたちに体験学習の機会を提供できるよう支援するとともに、幼児から学齢期の子どもたちが、身近な地域で、自然体験・文化体験・ものづくり体験など多様な体験ができるプログラムを提供することで、子どもたちの「生きる力」を育む地域の取組みをバックアップする事業を実施している。

事業では、地域でこどもの健全育成に関わる大人を含む団体が、自らの力でこどもの健全育成に関わる取組みを行う力をさらに高めるため助言・指導を行い、無料で講師を派遣する「研修＋実体験プログラム」を実施する。

体験は、自然体験、文化体験、ものづくり体験などの多彩な分野のプログラムを用意し、さまざまな体験活動を実施していくほか、広く市民を対象とするイベント・行事や、こどもの健全育成に関わる事業等において、子どもたちの心身の成長を促す体験学習の意義や重要性を広く市民に啓発していく。

受託期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日の1年間

(2) いきいき体験事業【自主事業】

当財団が受託しているI-1 児童いきいき放課後事業の「いきいき活動室」において、I-5-(1)地域こども体験学習事業でのノウハウを活かして、文化体験、ものづくり体験などの体験活動を実施する。

5. こども文化センター事業【指定管理事業】

こども文化センターは、優れた演劇、音楽、映画等の鑑賞及び絵画、工作等の創作その他の文化活動を通じ、健全な本市児童の育成を図ることを目的として設置されている。

センターでは、こどもたちに音楽、演劇などの鑑賞会、ダンス・音楽等自ら体験・発表する場の提供を行う各種教室の開催をはじめ、センター施設を児童の文化活動の用に供する事業を実施する。

令和6年度は新たな公募に向けた提案内容の充実と利用率の向上に取り組む。

こども文化センターは、大阪市立男女共同参画センター西部館（クレオ大阪西）との合築施設であり、指定管理業務は、一般財団法人大阪男女いきいき財団、サントリーパブリシティサービス株式会社、グローブシップ株式会社と共同で行っている。

指定期間：令和2年4月1日～令和7年3月31日の5年間

II. 生涯学習振興事業

1. 生涯学習センター事業【指定管理事業】【自主事業】

生涯学習センターは、大阪市立生涯学習センター条例に基づき、市民の生涯にわたる学習活動を支援し、生涯学習の振興を図ることにより、市民の文化と教養を高め、市民生活の向上に寄与することを目的として設置されている。

事業としては、全市的な生涯学習推進の中核施設である総合生涯学習センターと、現代的・社会的課題に関する学習機会の提供を担う拠点施設である市民学習センター（阿倍野、難波）の3館が一体となって、施設管理並びに情報収集・提供と学習相談、学習機会の提供、人材養成・研修、多様な組織・団体とのネットワーク形成、地域における生涯学習への支援などの取組みを実施する。

また、財団の自主事業として、市民の生涯学習活動の振興に資する資格取得やパソコン操作といった教養・実技講座などさまざまな事業も実施する。

令和6年度には新たな公募に向け、神戸学院大学と共同で開発した「防災学習プログラム」について、外国人向けに『やさしい日本語』をベースにしたプログラムの作成や、地下鉄でのポスター掲示やSNSを通じた広告により、新たな利用者獲得などに積極的に取り組んでいく。

指定管理業務は、サントリーパブリシティサービス株式会社と共同で行っている。

指定期間：令和2年4月1日～令和7年3月31日の5年間

2. クラフトパーク事業【指定管理事業】【自主事業】

クラフトパークは、大阪市立クラフトパーク条例に基づき、ガラス工芸、陶芸その他の工芸に関する講座等の開催及び情報の提供を行うことにより、市民の工芸に関する創作活動を支援するとともに、工芸の普及を図り、もって市民の文化の向上及び生涯学習の振興に寄与することを目的として設置されている。

吹きガラス、キルンワーク、バーナーワーク、ステンドグラスのガラス工芸4種・陶芸・染色・織物・木工・金工の計9つの工房で、それぞれ工芸の基礎から学ぶ創作教室

をはじめ、1日体験教室や創作教室ではできない作品づくりを行う自由創作教室などを開設する。

併せて、自主事業として市内の学校園や地域に出向いて、工芸の制作体験とその魅力を紹介する出前講座を行うほか、本格的な施設設備を活用した独自の講習・講座事業や、受注制作なども実施する。

また、令和6年度は大阪市立科学館のリニューアルに向け、ステンドグラス・陶芸工房において大型展示物を受注制作する。

各工房の受講料については平成26年度以降据え置いてきたが、諸物価の高騰の影響などにより、令和6年4月から料金改定を行うこととしている。

なお、指定管理業務は、イオンディライト株式会社と共同で行っている。

指定期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日の5年間

3. 区民センター事業【指定管理事業】【自主事業】

区民センターは、大阪市立区役所附設会館条例に基づき、コミュニティ活動の振興並びに地域における文化の向上及び福祉の増進を図るとともに、市民の集会その他各種行事の場を提供することにより市民相互の交流を促進し、もって連帯感あふれるまちづくりの推進に寄与することを目的として設置されている。

当財団では、24区のうち、旭区民センターにおいて、コミュニティ活動にかかる各種行事や集会等の場の提供をはじめ、語学やダンスなどコミュニティづくりにつながる各種講座等の事業を実施するほか、財団の自主事業として市民の生涯学習活動の振興に資するさまざまな事業を実施する。

令和6年度は、区民センターで講座を実施している団体による発表会や体験教室の開催、また、新たに講座等の活動を始めたいと相談に来られた市民・団体に対する支援を行うなど、貸室の利用率向上に取り組む。

なお、指定管理業務は、朝日建物管理株式会社と共同で行っている。

指定期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日の5年間

4. 中央公会堂事業【指定管理事業】

中央公会堂は、大阪市公会堂条例に基づき設置されており、コンサートや講演会などの大規模なイベント、また学会などによるセミナー、研究発表の場としての利用、ギャラリーとして展示会の開催など、さまざまな用途に利用されている。令和6年度は次期公募を念頭に、設備管理における現状の不具合や将来的なリスク要因を市所管局と情報共有しながら、設備改修等に取り組む。

指定管理業務は、サントリーパブリシティサービス株式会社と共同で行っている。

指定期間：令和2年4月1日～令和7年3月31日の5年間